

はり・きゅう、あん摩マッサージ療養費について 受領委任制度の取扱いを平成31年4月施術分から実施します

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されることを受け、**福岡県後期高齢者医療広域連合では、平成31年4月1日から取扱いを開始します**

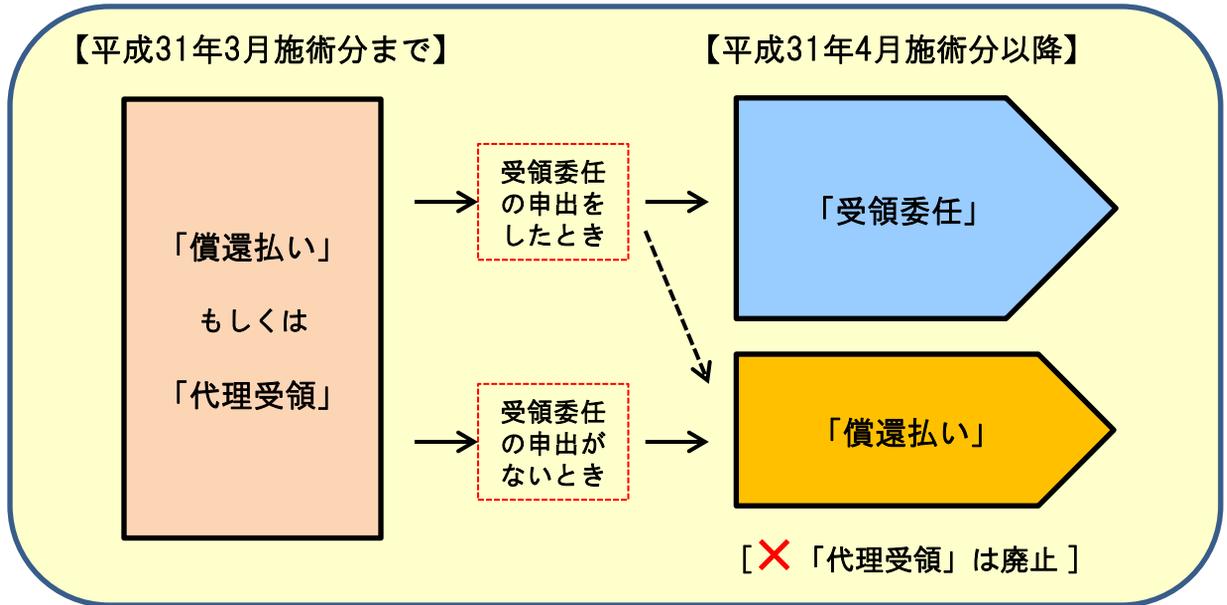
平成31年4月施術分以降の取扱いについて

福岡県後期高齢者医療広域連合では、平成31年4月施術分から、「償還払い」（被保険者への直接払い）もしくは「受領委任による申請」のいずれかの取扱いとなります。

代理受領に関しては、厚生労働省から受領委任制度に参加した保険者が代理受領を認めることは制度の趣旨に沿わないものとされていることから、平成31年3月施術分までに限って取扱いを行います。

したがって、平成31年4月以降、受領委任の申出がない施術所（者）からの申請に関しては、すべて「償還払い」での取扱いとなりますので、ご注意ください。

なお、平成31年4月施術分以降の申請書の受付方法などについては、具体的な内容が決定した段階で後日お知らせする予定です。



受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生(支)局へお早めの申請をお願いします

福岡県後期高齢者広域連合では、平成31年4月1日から受領委任の取扱いを開始しますので、取扱いを希望される場合は、平成31年3月31日までに地方厚生(支)局へ申請(申出)書類を提出していただきますようお願いします。

(※ただし、他保険者への申請のために平成31年1月1日から受領委任の取扱いを希望する場合は、平成30年10月31日までに手続きを完了しておく必要があります。)

※ 具体的な手続きについては、九州厚生局のウェブページをご確認願います。

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/zyuryouinin_hari_kyuu_anma_shiatsu.html)